

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社ヤマタネ			コード	9305
提出日	2020/6/3	異動（予定）日	2020/6/24		
独立役員届出書の提出理由	2020年6月24日開催予定の定時株主総会において、社外取締役の選任議案が付議されるため				
☐ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	岡 伸浩	社外取締役	○													○		有
2	仁瓶 眞平	社外取締役	○							△			△					有
3	松本 裕之	社外取締役	○										△				新任	有
4	太田 律子	社外監査役	○													○		有
5	内藤 潤	社外監査役											△					

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当なし	弁護士として長年の経験を通じて培われた見識を活かし、経営全般に対する監督及び助言等を行って頂き、さらには企業法務の専門家としての見地からコーポレート・ガバナンスの向上のための助言を頂けると考えたため。同氏は他社の役員を兼任しているが、当社との利害関係はない。
2	仁瓶眞平氏は、2003年6月まで当社の主要取引銀行である株式会社三井住友銀行の業務執行者として在任していた。また、2011年6月まで取引先である株式会社セディナの業務執行者として在任していた。さらに、現在取引先であり、株主である株式会社エンチョーの社外取締役に就任している。	長年にわたり金融機関の経営に携わり、他社の社外役員の経験も有することから、経営全般に対する監督及び助言等を行って頂けると考えたため。株式会社三井住友銀行を退任後16年以上経過し、株式会社セディナを退任後7年以上を経過している。同氏が現在社外取締役を務めている株式会社エンチョーと当社との間には特別の利害関係はない。以上のことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に相応しいと判断した。
3	松本裕之氏は、2014年6月まで取引先である三井食品株式会社の業務執行者として在任していた。また、2016年12月まで取引先である三井物産株式会社の業務執行者として在任していた。	長年にわたり大手商社等に勤務し、豊富な国際経験と物流・食品に関する専門知識があり、更には多数の企業の役員経験も有していることから、経営全般に対する監督及び助言等を行って頂けると考えたため。取引先である三井物産株式会社と三井食品株式会社に在任していたが、当社との間には特別の利害関係はない。以上のことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に相応しいと判断した。
4	該当なし	税理士として財務及び会計に関する専門知識や経験等を当社の監査体制の充実・強化のために活かして頂き、また独立性が高く、中立な立場から公正かつ客観的に当社の経営活動の監査を実施して頂けると考えたため。同氏は他社の役員を兼任しているが、当社との利害関係はない。
5	内藤潤氏は、当社と取引のある長島・大野・常松法律事務所にシニア・カウンセラーとして在任している。	弁護士としての長年の経験を通じて培われた見識を活かし、法律の専門家として法律遵守、社会的責任を重視した立場から当社の経営活動の監査を実施して頂けると考えたため。また、独立役員に指定していないが、中立な立場を保持し独立性は高いと判断している。

4. 補足説明

株式会社セディナとの取引は総売上高の0.05%未満であり、特別の利害関係はない。株式会社エンチョーとの取引は総売上高の0.01%未満であり、また、同社は当社の株主ではあるが、特別の利害関係はない。三井食品株式会社との取引は総売上高の0.1%未満であり、特別の利害関係はない。三井物産株式会社との取引は総売上高の0.05%未満であり、特別の利害関係はない。長島・大野・常松法律事務所との取引は総販管費の0.9%未満であり、特別の利害関係はない。

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）

c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）

e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。